

# 令和7年度 館山市社会福祉協議会事業計画

## はじめに

2025年を迎えるにあたり、日本人口の約5人に1人が75歳以上の後期高齢者となり、超高齢化社会を迎えることで、経済をはじめ、民生・医療・介護・教育など広い範囲に及び、生活困窮、孤立、虐待など深刻な福祉課題が、ますます顕在化することが予想されます。

また、新型コロナウイルス感染症による、多くの社会活動や生活様式の変化による影響もあり、地域共生社会を実現するためには、それぞれの地域における課題の解決力が求められています。その推進機関の一つである社会福祉協議会の役割は益々重要なものとなっていきます。

館山市社会福祉協議会では、社会福祉法に基づき、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、社会福祉に関する活動への住民の参加のための支援や援助。また、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成等の事業を実施し、地域住民や市などの関係機関と協働して地域での困りごとの解決に向けて取り組んでまいります。

## 1. 事業方針

新型コロナウイルス感染症による影響や、超高齢化や少子化による人口減少の波は、地域の担い手の減少を招き、それを背景に様々な課題が顕在化しており、地域における支えあいの基盤も弱まってきています。人と人とのつながりが失われ、地域から孤立し必要な社会的資源につながりにくくなり、生活の質が低下する人も少なくありません。館山市社会福祉協議会は、地域福祉の推進を目的とする社会福祉協議会の原点に立ち、行政や地域等の関係機関との連携を更に深め、住民同士のつながりを保ち続けられるよう、地域住民の皆様との信頼関係を構築して、様々な事業を通じて地域力向上と生活支援の一層の充実を進めてまいります。

## 2. 重点施策

- (1) 法人運営の透明化
  - ①会計の明確化
  - ②計算書類等の情報公開
  - ③広報誌等情報発信の充実
- (2) 助け合いの地域づくりを推進
  - ①住民や市とともに助け合いの仕組みづくり構築
  - ②地元ボランティアの育成
- (3) 地域ケアの仕組みづくりの検討・支援
  - ①支部活動の強化
  - ②地域サロン活動の支援
- (4) 福祉教育の振興
  - ①児童生徒の総合的な福祉活動への支援
- (5) 包括的相談支援体制の強化
  - ①関係機関と連携を図り、地域共生社会の構築

- (6) 財源の確保
- ①会費の確保
  - ②共同募金の推進（赤い羽根・歳末たすけあい）
  - ③補助金・委託料の明確化

### 3. 事業実施計画

#### （1）社会福祉事業

##### 法人運営事業

事業項目	目的	実施方法
法人運営事業 ・広報・調査活動	会費を確保し、事務体制を整え、事業の透明化を図る。	1.会費納入の依頼・会員増強 ・一般会費 ・特別会費 ・施設団体会費 2.会計事務 ・会計の明確化 ・計算書類の作成 ・ホームページや電子開示システムによる情報の公開 3.理事会、評議員会、監査の実施 ・業務内容の決定 ・財産状況の監査 4.広報啓発活動の推進 ・広報誌「社協たてやま」の発行 ・ボランティア情報チラシの発行 ・ホームページによる福祉情報ネットワーク事業の推進 ・社会福祉大会の開催

##### 地域福祉事業

事業項目	目的	実施方法
ボランティア活動振興事業 ・ボランティア団体助成 ・ボランティア活動の支援	住民の自主的参加による地域福祉の推進体制の整備を図る。	1.人的基盤の整備 ・ボランティア連絡協議会の活動支援 ・ボランティア活動保険の加入促進 ・ボランティア活動費の助成
災害復旧支援事業	災害ボランティアセンターの円滑な運営を目指し	1.研修参加・訓練の実施 2.ネットワーク構築

	た体制構築 災害発生時の支援	3.マニュアルの見直し (kintone システム)
共同募金配分金事業 ・共同募金配分金事業 ・歳末たすけあい事業	共同募金会との連携を強化し、福祉の増進を図る。 ※共同募金は社会福祉法第 119 条の規定により目標額及び助成方法を定めて行う計画募金です。	1.赤い羽根共同募金運動への協力 2.歳末たすけあい運動への協力
民生資金貸付事業	緊急且つ一時的に生計の維持が困難な者に対して、民生資金の貸付けを行い、その者の自立の促進を図る。	1.生活困窮者自立相談支援との有機的展開 2.民生資金貸付規程に基づく運用 3.未償還者の滞納整理 ・戸別訪問によるアウトリーチ ・償還能力に応じた償還計画の策定 ・償還計画再策定後の進捗管理 ・行方不明者の住所調査、償還交渉の再開
福祉相談事業  ・権利擁護推進事業	市民に対して生活上のある心配ごとの相談に応じ、地域生活の安寧に寄与する。  成年後見制度の利用促進を図る。 市民後見人の育成を図る。	1.心配ごと相談の定期実施 ・毎週火曜日（休日の場合は翌開会日）に心配ごと相談を実施し、一般の相談を受け付ける。 ・第 1・3 火曜日（休日の場合は翌開会日）に専門相談員を配置し、専門の相談を受け付ける。  ・中核機関である安房地域権利擁護センター（鴨川市社会福祉協議会）と連携する。
社会福祉振興基金事業	財源を確保し、地域福祉、在宅福祉の推進を図る。	1.社会福祉振興基金の造成 ・広報誌等による P R 2.基金の活用 ・社会福祉充実計画
受託事業 ・日常生活自立支援事業  ・民生委員業務受託事業	千葉県社会福祉協議会の委託を受け、判断力が不十分な方や身体が不自由な方が、地域で安心して生活できるように支援を行う。  民生委員児童委員活動を支援し、地域福祉向上をめざす。	1.福祉サービス利用援助 2.財産管理サービス 3.財産保全サービス  1.民生委員児童委員業務受託事業の実施

<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者自立支援事業</li> </ul>	<p>生活全般にわたる困りごとの相談を受け、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行う。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.自立相談支援 就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等を実施する。 社会資源の開発の一環として、「フードバンクちば」が主催するフードドライブ事業に協力する。</li> <li>2.住居確保給付金の支給 離職等により住居を失うおそれのある場合、就職活動をすることを条件に家賃相当額を有期で支給する。</li> <li>3.就労準備支援 一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会を提供する。</li> <li>4.家計改善支援 家計状況の根本的な課題を把握し、状況に応じた支援計画の作成、関係機関へのつなぎ、貸付のあっせん等を行い、生活再生を支援する。</li> </ol>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活福祉資金貸付事業</li> </ul>	<p>千葉県社会福祉協議会の委託を受け、必要な相談支援と資金の貸付手続きを補助し、その者の経済的自立及び生活意欲の促進を図る。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.生活困窮者自立相談支援との有機的展開</li> <li>2.生活福祉資金貸付制度要綱等に基づく運用</li> </ol>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高額医療費貸付事業</li> </ul>	<p>館山市の委託を受け、高額療養費の支払いが困難な者に対し、資金の貸付を行うことにより、その者の生活安定と福祉の増進を図る。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.高額療養費貸付要綱に基づく運用</li> </ol>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・老人クラブ業務受託事業</li> <li>・交通弱者対策等地域づくり推進受託事業</li> </ul>	<p>老人クラブ活動を支援し、地域福祉向上をめざす。</p> <p>住民が主体となる地域包括ケアシステム構築を目的とし、交通弱者の移動手段の検討をはじめとした、</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.老人クラブ業務の実施</li> <li>1.フォーラム・ワークショップの開催 2.規範的統合研修の実施 3.地域互助組織の立上げ支援 4.高齢者による助け合い活動の立上げ支援</li> </ol>

	<p>地域における互助、社会福祉協議会や行政と連携して問題の解決を目指す地域住民主体の協議体の設立に向けた支援を館山市と協働で行う。</p>	
・生活支援体制整備受託事業	<p>地域包括ケアシステム構築のため、高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築など、地域に不足しているサービスの創出、助け合いのためのネットワーク作り等を館山市と協働で行なう。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.第1層協議体の協働運営</li> <li>2.第2層協議体の基盤整備、運営支援</li> <li>3.やさしいまちづくり推進会議運営支援</li> <li>4.やさしいまちづくり推進員の支援・連携</li> <li>5.地域の高齢者ニーズ及び社会資源の把握</li> <li>6.不足するサービスの創出に向けた検討</li> <li>7.多様な関係機関との情報共有・連携・協働の体制づくり</li> <li>8.ネットワーク構築</li> <li>9.高齢者が担い手として活躍する場の確保</li> </ol>
・介護家族支援受託事業	<p>認知症の介護者に限らず介護者同士の交流を通じ、参加者同士のつながりを深め、身体的・精神的な負担の軽減を図るピアカウンセリングも目的とした介護家族会を開催する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.介護家族会の開催 年3回以上の開催</li> <li>2.ピアカウンセリング機能 気軽に話せる場所を提供し、同じ問題を抱える方同士がつながり、介護負担等の軽減を図る。</li> </ol>
・包括的相談支援業務受託事業	<p>地域共生社会の実現に向け、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ（相談）に対応するため、属性・世代を問わない相談・地域づくりの実施体制を構築することを目的とする</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1.包括的相談業務 包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、各関係機関と連携し利用可能な福祉サービスの情報提供等を行う。</li> <li>2.アウトリーチを通じた継続的支援 支援機関との連携を通じ、地域の状況等を幅広く把握し、課題を抱える相談者を見つけ支援する。</li> <li>3.参加支援 本人のニーズ・希望と地域の資源との間の調整を行い、多様な社会参加の実現を支援する</li> </ol>
総合福祉的な活動 ・福祉団体助成事業	福祉の向上に資すること	1.部会活動の充実

<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急援護費給付事業</li> </ul>	<p>を目的に助成を行い、団体の福祉活動の活発化を図る。</p> <p>生活に困窮している者に対して応急的に援護する資金の給付を行い、その者の自立の促進を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生部会、施設部会の活動</li> </ul> <p><b>2.助成事業の実施</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者、障害者(児)、児童青少年、母子、父子等の福祉活動への助成</li> <li>・高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者等の福祉施設や団体への助成</li> </ul> <p><b>1.生活困窮者自立相談支援との有機的展開</b></p> <p><b>2.応急援護資金給付規程に基づく運用</b></p>
<p>老人福祉事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日常生活用具整備事業</li> <li>・日常生活用具給付事業</li> </ul>	<p>在宅高齢者等への支援を行い福祉の増進を図る</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.福祉用具等の給付および貸与</li> <li>・車いす(足こぎ車椅子含)歩行器の貸与</li> <li>・福祉カーの貸与</li> <li>・歩行補助杖の給付</li> <li>・シルバーカーの給付</li> </ul>
<p>社協支部事業</p>	<p>住民の自主的参加による地域福祉の推進体制の整備を図る</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1.支部活動の推進</li> <li>・支部長会議の開催</li> <li>・地域ボランティアの発掘、養成</li> <li>・支部長研修会の実施</li> <li>・ふれあいいきいきサロン助成</li> </ul>